

よ。都道府県に四千億、市町村に六千億、十分の十です。

効果については両方の意見があったように聞いておりますが、それを今回についてもお出しになることの検討をされているかどうか、されていないなら、これからするお考えあるかどうか。聞きますと、全国知事会もそれを要望しているようですよ。要望している割には、私はもつと運動せにやいかぬと思うんですけども、それは不十分のようですが、いかがですか。

○国務大臣(高市早苗君) リーマン・ショックの際には、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の措置がとられました。

最近の地方側の動きでございますが、まず、この二十三日に全国知事会長、全国市長会会長、それから全国町村会会長が、今後の新型コロナウイルス感染症対策についてというものを発表しておられ、そこでは、国の経済対策に呼応して、地方公共団体がその実情に応じた地域振興策を積極的に行うことができるようにするための裁量度が高い財源措置の創設について言及しておられます。

それから、続いて二十四日には全国知事会から関係各省庁に対して、このリーマン・ショック時において実施した地域活性化・経済危機対策臨時交付金のような、自由度が高く、地方負担を軽減し、基金造成が可能な、柔軟な交付金制度の創設について御要望があったと承知をしております。

いずれにしても、これから政府として取りまとめる経済対策に向けましては、総務省としては、地方公共団体と連携してこの難局を乗り越えていくことができるようにベストな方策を考えて取り組んでまいります。

○片山虎之助君 今、与野党が協議会をつくっていただきますね、この関係の。私、大変いいことだと思っておりますが、そこでのいろんな議論や各党個別の発表を聞くと、何兆円、何兆円と、何とかのたき売りじゃないんですけど、大変威勢がいいあれ

なんでですね。中身もきちっとまた詰めながらやっていけばいいんで。まあ額を出すのも必要なんですよ、安心させるためには。しかし、順次こうしていくというようなことも必要なんで、宮下副大臣はそのため今日来ているんで、その辺の具合いかがですか。

○副大臣(宮下一郎君) 片山委員おっしゃるとおり、今の危機をしっかりと受け止めた上で、それに対応できる政策を取りまとめることが必要だと考えます。

お話の協議会を通じた各党の皆様との御議論をいただいたことも受け止めつつ、もちろん片山委員の御指摘も含めてしっかりと受け止めて、この難局を乗り越えるための方策について具体的検討を急いでまいります。

○片山虎之助君 もつと私は都道府県や市町村を使つた方がいいと思えますよ。大きい方針は国が出す、きちっと押さえるところは押さえると。あとは、権力行使するようなのは、やはり地方団体を中心にした方が納得がいくんですよ。昔から知識の集権、権力的分権という言葉があるんですよ。国は知見や情報やいろんなことを教えて、地方に、権力を持つて使うのは、ある程度教えたことに基つて地方にやらせるといのがうまいことになるんじゃないかと、こう思います。

コロナビールスは国難ですから、国難に対するようにひとつよろしく願いたいと思います。

宮下副大臣はもう、
○委員長(若松謙維君) 宮下内閣府副大臣、御退席して結構です。

○片山虎之助君 それで、地方税法の前回質問をさせていただきながら、交付税法とか地財計画ばかりやっただけですが、何点かあるんですけど、大きいものはありませんわね、今回の地方税法の改正では、
そこで、一つ気になるのが、固定資産税が今

度、使っていない人というのか、固定資産税は持っている人が払うんですよ、普通は。ところが、持っている人じゃなく、使っている人に払わせるような制度を入れたんですよ。これは簡単に言うとうとうどういふことなのかというのが一つと、それからもう一つ問題になったのは、**ゴルフ場利用税**ですよ。オリンピックでやるスポーツなのに税金取るのかと、こういう議論で、これは長い沿革とそれだけの理由があるんですけども、まあ二重課税だといえれば二重課税ですよ、それは、消費税も取っているんだから。しかし、それはまた一方では地方にも言い分があるんで、そのところのこの接点はどうなっているのか、御回答ください。

○政府参考人(開出英之君) お答えいたします。今回導入いたしますみなし所有者課税についてでございますけれども、現行の規定でも、災害等の事由によつて所有者が不明である場合にみなし所有者課税というのはございますが、その考え方と同様に、所有者の所在が明らかでない場合に、現実にはその資産を使用収益している方がいる場合には、実質的にはその使用者が固定資産の利益を享受しているということに着目しまして、課税の公平性を図る観点から応分の負担を求めるといふことをできるとするということ制度でございます。

○片山虎之助君 ゴルフ場はどうですか。
○国務大臣(高市早苗君) **ゴルフ場利用税**につきましては私から答弁させていただきます。

令和二年度の税制改正では、東京オリンピック競技大会を含む国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手について、新たにゴルフ場利用税の非課税措置を講ずることとしております。地方財政の厳しい状況や、地方団体から現行制度堅持の強い要望をいただいておりますので、総務省としてはこのゴルフ場利用税について今後とも堅持すべきと考えております。

なお、令和二年度与野党税制改正大綱の検討事項からは、ゴルフ場利用税については今後長期的に検討するといった項目があったのですが、今回、三年ぶりに削除されたこと承知をいたしております。

○片山虎之助君 税を払わなくてもいい特例を相当広げましたのでね、まあこれで一段落と、こういうことだと思えますね。しばらくこの状況が続いた方が私もいいと思えますので、是非ひとつよろしく願います。

それで、今日は合併特例法なので、平成の大合併といつたら私も当事者、あるいは、ある意味では被告といふかね、皆さんにいろいろ言われる方ではないかと、こういうふうな、今いろいろ思いますがやっています、数は確かに成功なんです。ただ、実態がどうだったかということについては私自身も反省があります。

今までに我が国の歴史で大きい合併三回あるんですよ、明治の大合併、昭和の大合併、平成の大合併ですよ。明治の大合併は、近代国家になるために基礎的な自治体の骨格をきちっとつくったんです。それまでは、市町村といつても戸籍が何かやっているだけの、本当に市町村じゃなかったんです。昭和の大合併は、戦後の民主主義を入れてがらがらと変わった中で市町村を使うという、そういう合併だったんです。しかも、日本が伸びていくときに、経済も人口も。だから、攻めの体制をつくるための合併だった。

ところが、平成の合併はそうじゃないんですよ。私自身がそういうことを言っちゃいかぬんですけど、守りの合併なんです。これから人口が減っていく、少子高齢化になっていく、ある意味では経済も相対的に弱くなっていく。その中で、基礎的な自治体で国民のための基礎的なサービスをどうやって守っていくかと、そのためには強くならなきゃいかぬと。

強くせぬ方がいいんですけど、小さくした方がいい